

## 第 8 期赤穂市障がい福祉計画・第 4 期赤穂市障がい児福祉計画策定の概要

### 1 法的位置づけについて

第 8 期赤穂市障がい福祉計画・第 4 期赤穂市障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として策定するものです。

### 2 計画の期間

令和 5 年度に策定した赤穂市障がい者福祉プランは、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間で策定していますが、赤穂市障がい福祉計画及び赤穂市障がい児福祉計画は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年計画であるため、計画内容を見直す必要があります。

そのため、来年度、新たに令和 9 年度から令和 11 年度を計画期間とする本計画の策定を行います。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
<b>赤穂市障がい者福祉長期計画</b>						
市町村 障害者計画	<b>第4次赤穂市障がい者福祉プラン</b>					
						見直し
市町村 障害福祉計画	<b>第7期赤穂市障がい福祉計画</b>		<b>第8期赤穂市障がい福祉計画</b>			
			見直し			見直し
市町村 障害児福祉計画	<b>第3期赤穂市障がい児福祉計画</b>		<b>第4期赤穂市障がい児福祉計画</b>			
			見直し			見直し

### 3 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本指針見直し

令和8年3月告示予定

#### 国基本指針見直しの主な事項

- (1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
- (4) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (5) 地域における相談支援体制の充実強化
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上
- (7) 障害福祉サービス等の質の確保
- (8) きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- (9) 高次脳機能障がい者に対する支援
- (10) 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- (11) 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- (12) 住宅セーフティネット制度との連携
- (13) 地域差の是正・指定のあり方等
- (14) 障がい者等に対する虐待の防止等
- (15) 障がい者スポーツによる社会参加等の促進
- (16) 災害時における障害福祉サービス提供の確保

## 4 自立支援協議会開催日程及びスケジュール

### ○令和7年度 第2回協議会（本日）

#### ①本資料のとおり

- ・計画策定の概要及びスケジュールについて
- ・アンケート調査の実施について

### ○令和8年度 第1回協議会（9月を予定）

#### ①第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画について

- ・アンケート調査の結果について
- ・障害福祉サービス等の現状と課題
- ・障害福祉サービスの事業量と目標値

### ○令和8年度 第2回協議会（11月中旬から下旬を予定）

#### ①第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画について

- ・計画案の確認
- ・パブリックコメントの実施について

### ○令和8年度 第3回協議会（1月下旬から2月中旬の予定）

#### ①第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画について

- ・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画書の確認
- ・パブリックコメントの結果について

## 5 アンケート調査の実施について

本計画の策定にあたり、障がいのある方が地域で安心して生活し、生きがいを持って暮らしていくために、障がい者に関する課題や多様なニーズを把握・分析し、実態に即した計画策定を行うため、次のとおりニーズ調査を実施します。

### 【アンケート調査の概要】

対象者	団体・事業所等
調査期間	令和8年6月下旬～7月下旬に実施予定
調査方法	団体・事業所等に配布・回収
配布予定数	42か所